政府の「働き方改革」により、2018年に「副業解禁」の動きが広がってきましたが、みなさん副業には興味ありますか？副業には明確な定義がなく、また法律では何を副業にするかの線引きが決まっていません。ただ、副業をすることにより確定申告時に税金が返ってくる場合があります。「それはどんなとき？」と思った方も多いと思います。今回は、副業について説明していきたいと思います。

副業って何？

まず、基本的には本業とは別に収入がある場合に、副業と呼びます。副業ではなく、兼業・サイドビジネスという呼び方のほうがよく耳にするかもしれませんね。副業として利用される仕事として、パート・アルバイト・日雇い・在宅ワーク・内職・ネットワークビジネスなどが上げられます。いろいろな副業がありますが、今回は副業で還付され、税金が戻ってくる仕組みについて説明したいと思います。

副業で確定申告するの？

確定申告とは、所得にかかる税金に関する手続きをすることです。確定申告には期間があり、2月16日～3月15日までに税務署に申告・納税をしなければなりません。

本業では会社が年末調整をしてくれていると思いますが、副業では年に20万円以上の収入がある方は自身で申告手続きをする必要があります。副業により納税しないといけない方もいますが、副業でマイナスが生じた場合は、納めすぎた税金が返ってくる（還付）場合があります。

副業で稼いでいる方だけではなく、副業によって「マイナス」が生じている方でも確定申告ができるのです。確定申告は、税務署へ直接行くだけではなく、インターネットでも簡単に手続きができます。

マイナスが生じるとき？

パート・アルバイトを副業としている方は決まった収入が得られ、マイナスになることはないかと思います。

しかし、副業で個人ビジネスをしている方の中には、思うように収入が入らず、経費の方が大きくなることがあります。収入－経費（費用）が「マイナス」となる場合に確定申告をすると、所得からマイナス分を引くことができるので、税金が返ってくるようになります。経費は、ビジネスをする中でかかるお金になりますので、ガソリン代・パソコン代・携帯電話の通話料等も経費として扱われます。副業で「マイナス」が生じた場合でも少し税金が返ってきて、節税になることは助かりますよね。

収入があれば、確定申告をすることはよく知られていますが、「マイナス」の場合に確定申告をすると税金が安くなるということはあまり知られていないのではないでしょうか。

自身の趣味を副業にしている方や、副業を将来の本業にしたいけど今は「マイナス」という方も、今年から確定申告をして節税しましょう。しかし、現状では副業を禁止している会社も多いと思います。そんな方は、確定申告が不必要な「年20万円以内」でのお小遣い稼ぎをしてみてはどうでしょうか。